

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 1. 金融会社関係一般的事項 新旧対照表

改 正 後	現 行
1-1 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 1-1-3 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） 法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。 （１）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>は、下記（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 財務局所管の金融機関等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>に対し、照会書面を原則として速やかに電子メール等により送付する。 <u>〔削除〕</u>	1-1 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 1-1-3 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） 法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。 （１）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁監督局総務課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁監督局総務課</u>は、下記（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 財務局所管の金融機関等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁監督局総務課</u>に対し、照会書面を原則として速やかに電子メール等により送付する。 <u>（注）財務局においては、照会書面を金融庁監督局総務課に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。</u>

改 正 後	現 行
(2) [略] 1-1-4 グレーゾーン解消制度 産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第7条第1項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、「グレーゾーン解消制度」、「規制のサンドボックス制度」及び「新事業特例制度」の利用の手引き」（令和4年7月15日経済産業省）（以下、同省による改正後のものを含め、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。 (1) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁総合政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁総合政策課</u>は、下記（2）③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書の提出先が二以上の主務大臣であるときは、他の主務大臣に対し、その確認を求めるものとする。 財務局所管業者は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁総合政策課</u>に対し、照会書を速やかに送付する。	(2) [略] 1-1-4 グレーゾーン解消制度 産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第7条第1項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、「グレーゾーン解消制度」、「規制のサンドボックス制度」及び「新事業特例制度」の利用の手引き」（令和4年7月15日経済産業省）（以下、同省による改正後のものを含め、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。 (1) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>は、下記（2）③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書の提出先が二以上の主務大臣であるときは、他の主務大臣に対し、その確認を求めるものとする。 財務局所管業者は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>に対し、照会書を速やかに送付する。

改 正 後	現 行
<u>〔削除〕</u> (2) 照会書受領後の流れ 照会書を受け付けた後は、<u>総合政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正、追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。 ①～③ [略] (3) 回答 照会書を回付された課室は、<u>総合政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書が照会窓口到達してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法命令様式第十一による回答書を交付するものとする。 また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことにつ	<u>(注) 財務局においては、照会書を金融庁総合政策局総合政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。</u> (2) 照会書受領後の流れ 照会書を受け付けた後は、<u>総合政策局総合政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正、追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。 ①～③ [略] (3) 回答 照会書を回付された課室は、<u>総合政策局総合政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書が照会窓口到達してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法命令様式第十一による回答書を交付するものとする。 また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことにつ

改正後	現 行
いてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間 1 か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。 1－2 行政指導等を行う際の留意点等 1－2－1 行政指導等を行う際の留意点 金融会社に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第 2 条第 6 号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うにあたっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。 （１）～（３）[略] （４）行政指導の方式（行政手続法第 35 条） ① [略] ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（<u>但し、行政手続法第 35 条第 4 項各号に該当する場合を除く。</u>）。 [略]	いてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間 1 か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。 1－2 行政指導等を行う際の留意点等 1－2－1 行政指導等を行う際の留意点 金融会社に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第 2 条第 6 号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うにあたっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。 （１）～（３）[略] （４）行政指導の方式（行政手続法第 35 条） ① [略] ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（<u>但し、行政手続法第 35 条第 3 項各号に該当する場合を除く。</u>）。 [略]